

## 2020-1 税務・労務・法務情報

### (BIR) Revenue Memorandum Circular

#### 2020-10 会計ソフト使用承認申請手続きの停止

大きな朗報です。会計ソフト利用については、事前承認申請が義務付けられており、この審査・承認に数年もかかるという混乱が続いていました。今回、政府のレッドテープ廃止活動の一環として、とりあえず、この通達が発行する前に申請済みのものについては、承認を待たずに使用開始を認めるといふものです。詳細規定は追ってRMOが公布されるとのことです。公布され次第、詳細情報を提供します。(今後の承認申請手続きについての変更の有無等は不明)

なお、ルーズリーフ形式の帳簿使用については、従来通り事前承認申請が必要としています。

### (SEC) Memorandum Circular

#### 2020-02 年次報告書提出日程調整

比国は暦年会計年度(12月決算)が圧倒的に多いため、4月15日の確定申告期限に向けて、SECへの年次報告(決算書、GIS)提出が集中します。その為、例年提出が可能な日を事前に「SEC登録番号の末尾」により調整しています。今年の日程調整が公表されました。以下の通りです。

#### (決算書の提出)

SEC登録番号末尾	提出可能日
1と2	4月20日～24日
3と4	4月27日～30日
5と6	5月4日～8日
7と8	5月11日～15日
9と0	5月18日～22日

\*但し、それぞれ指定された日以前にも提出することが可能。

\*指定期間内に提出ができなかった場合は、5月25日以降の受付が可能となるが、ペナルティーの対象となる。

\*提出FSはBIRの受領印のあるものに限る

#### (GISの提出)

株主総会開催日から30日以内に提出をしなければなりません。外国法人については、SEC登記日から30日以内の提出と変則になっています。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)

Tsuji & Associates Inc.